

陸奥湾ホタテガイ高水温被害を受けた方に対する

県税の減免措置等について

令和5年7月中旬から同年10月中旬までの間の陸奥湾の高水温によるホタテガイの被害（以下「陸奥湾ホタテガイ高水温被害」といいます。）を受けられた方には、次の県税の特例措置等の制度があります。

1 県税の減免

今回の陸奥湾ホタテガイ高水温被害により財産等に甚しい被害を受け、担税力を失ったと認められる方について特に必要があると認められる場合には、申請により、県税を減免できる制度があります。

2 期限の延長

今回の陸奥湾ホタテガイ高水温被害により、申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、申請により、期日を指定してこれらの期限を延長する制度があります。

3 徴収猶予

今回の陸奥湾ホタテガイ高水温被害により財産について被害を受け、県税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、申請により、当該県税の徴収を猶予することができる制度があります。

※ 詳しくは、最寄りの地域県民局県税部にお問い合わせください。

青森県・地域県民局県税部